

国民健康保険「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」の一斉更新

7月下旬に、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を下表のとおり世帯主あてに送付します。

区分	送付物	有効期限
マイナ保険証※1をお持ちの70歳未満の方で、 資格情報のお知らせを交付されていない方	資格情報のお知らせ	なし
マイナ保険証をお持ちの70歳以上の方		
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書	令和9年7月31日 ※2

※1 マイナ保険証…健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード。
※2 有効期限前に70歳または75歳になる方などは、有効期限が異なります。



後期高齢者医療制度の保険料率等が見直されます

後期高齢者医療制度医療分の保険料率については、医療費などの推計をもとに2年ごとに見直しを行っています。また、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援納付金分」（子ども分）が創設され、医療分と合算され保険料が算定されます。保険料の詳細は、7月中旬に送付する「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」および同封するリーフレットをご覧ください。

医療分+子ども分=年間保険料

保険料内訳	均等割 (加入者全員が公平に負担)	所得割 (所得に応じて負担)	賦課限度額 (上限額)
医療分	52,500円	(令和7年中の所得-43万円) ×9.63%	85万円
子ども分 ※	1,373円	(令和7年中の所得-43万円) ×0.25%	2.1万円

※ 子ども分については、令和10年度まで毎年見直しを行う予定です。

後期高齢者医療制度資格確認書の一斉更新

7月下旬に、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を下記のとおり後期高齢者医療制度にご加入のみなさまに送付します。有効期限はいずれも令和9年7月31日です。

区分	令和8年8月1日現在	
	84歳以下の方	85歳以上の方
マイナ保険証を過去1年間で6回以上利用し、 かつ、直近3か月以内に利用した方※	資格情報のお知らせ	資格確認書
普段マイナ保険証を利用していない方 マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書	

※ 資格情報のお知らせが届いた方で、マイナ保険証での受診が困難になった方は、申請により資格確認書の交付を受けることができます。

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0153、0234-42-0177
県後期高齢者医療広域連合コールセンター(7/15(水)以降) ☎0120-987-815

令和8年度国民健康保険税のお知らせ

7月中旬に、国民健康保険加入世帯の世帯主の方へ「令和8年度国民健康保険税納入通知書」を送付します。なお、国民健康保険税（以下「国保税」）は、「世帯主課税」となりますので、世帯主が他の公的医療保険に加入している場合でも世帯主あてに送付されます。

令和8年度の国保税について、税率・税額の全体的な見直しを行いました。また、今年度から新たに子ども・子育て支援納付金分が賦課されます。加えて、国の法令改正により医療給付分の課税限度額及び軽減判定基準額が見直されました。（表中および注釈の「被保険者」とは「国民健康保険被保険者」のことを指します。）

●税率等(年額)

項目	医療給付費分 (被保険者全員)	後期高齢者支援金分 (被保険者全員)	介護納付金分 (40歳～64歳までの被保険者)	子ども・子育て 支援納付金分 (被保険者全員)
所得割額 (令和7年中の所得-43万円)×税率	6.12% (6.40%)	2.65% (2.55%)	2.00% (2.10%)	0.23%
均等割額 被保険者1人当たり	26,000円	9,650円	12,100円	1,030円 18歳以上※1のみ
18歳以上均等割額 18歳以上※1の 被保険者1人当たり	—	—	—	40円
平等割額 1世帯当たり	17,200円 (18,000円)	8,300円 (7,600円)	5,900円	680円
課税限度額	67万円 (66万円)	26万円	17万円	3万円

※1 18歳以上…生年月日が平成20年4月1日以前の方 () は令和7年度

●軽減判定基準額

令和7年の所得が基準額以下の場合に均等割額と平等割額が軽減されます。(申請不要)

軽減割合	軽減判定所得※2	
	改正前(令和7年度)	改正後(令和8年度)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※4の数-1)以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等※4の数-1)以下の世帯
5割軽減	43万円+30万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※3)+10万円×(給与所得者等※4の数-1)以下の世帯	43万円+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※3)+10万円×(給与所得者等※4の数-1)以下の世帯
2割軽減	43万円+56万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※3)+10万円×(給与所得者等※4の数-1)以下の世帯	43万円+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※3)+10万円×(給与所得者等※4の数-1)以下の世帯

※2 軽減判定所得…世帯主と被保険者及び特定同一世帯所属者の前年所得の合計額（譲渡所得等に係る特別控除及び事業専従者控除適用前の合計額）

※3 特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方

※4 給与所得者等…一定の給与所得者（年収55万円超）及び公的年金受給者（年金収入が65歳未満の場合60万円超、65歳以上の場合は110万円超）